

平成 22 年度 教育課程編成にあたって

小 図工

1 平成 22 年度に求められる取組

(1) 年間指導計画の作成

- ① 〔共通事項〕を指導計画へ反映する。
- ② 発想や構想，創造的な技能，鑑賞の能力から指導計画を検討する。

(2) 単元や教材の開発

鑑賞において，自分自身で意味を読み取り，よさや美しさなどを判断するなどの活動を充実させる。

(2) 配慮すべきこと

- ① 材料や用具等の扱いについては，新学習指導要領「指導計画の作成と内容の取扱い」を参考に，年間指導計画の中に明確に位置付ける。
- ② 用具や備品が整えられているか，設備が十分に機能するかなどについても配慮する。

2 教育課程編成上，参考となる取組例

(1) 題材配置の工夫

題材配置の工夫として，「A 表現」(1)の題材を二つ，(2)の絵や立体に表す題材を三つ，工作に表す題材を三つ，複合的な題材を一つ位置付けるなど，一年間において必要な経験を踏まえて題材を設定し，配置している。

(2) 独立した鑑賞の時間の設定

表現と関連させた「B 鑑賞」の指導の充実を図るため，「A 表現」の題材に「B 鑑賞」を位置付け，自他の作品のよさに気付くよう配慮するとともに，指導の効果を高めるため，学年の最初に独立した鑑賞の時間を位置付けている。

3 教育課程編成上の Q&A

Q1 指導計画の作成にあたってどのような配慮が必要か。

A1 指導計画は，教科の目標や各学年の実現を目指し，各学年の指導の充実を図るために，年間計画や指導内容の選択，題材の設定を検討し創意工夫して作成するものである。目標及び内容を十分理解した上での作成はもちろんであるが，児童の発達の特性や実態に応じ 2 学年間の見通しをもつ，表現及び鑑賞の活動をとおして児童の資質や能力を高めることをねらいとする，などの配慮が必要である。

Q2 鑑賞について，どのような配慮が必要か。

A2 各学年の発達段階に応じた，「話したり，聞いたりする」「話し合ったりする」などの学習活動を位置付け，言語活動の充実を図る必要がある。

指導に当たっては，鑑賞が，自分の感覚や行為に基づいた能動的な活動であることに配慮する。例えば，視覚だけでなく触覚や聴覚などの他の感覚を考慮する，児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞としてとらえるなど，鑑賞活動を幅広くとらえる必要がある。